

野田市農業委員会だより広告募集要領

野田市農業委員会では、自主財源の確保を目的に野田市農業委員会報広告取扱要項を定め、広告事業を行うことになりました。「野田市農業委員会だより」に掲載する有料広告の募集は6月頃を基準に行います。

1 募集内容

(1) 広告の媒体

- ・野田市農業委員会だより
- ・年2回発行 各号4,300部
(野田市内農家世帯及び公共施設等)

(2) 枠数及び掲載料

- ・枠数 1号当たり4枠掲載(場合によっては増枠可能)
- ・掲載料 年間2回の掲載で8,000円(1回の掲載で4,000円)

(3) 募集期間

- ・例年6月頃を募集期間とします。
受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで(土、日、祝日を除く)
※募集枠を超える応募があった場合は、市内に事業所等を置く事業者を優先したうえで先着順となります。
※募集期間外の申込みであっても、その都度審査し決定しますが、準備期間の関係で下半期のみの掲載となる場合があります。

(4) 募集案内

- ・野田市ホームページ内(農業委員会のページ)により募集案内します。

2 広告掲載の条件

(1) 掲載位置

- ・野田市農業委員会だよりの最終ページを基本としますが、枠数を増やした場合はその限りではありません。(掲載枠の位置は指定できません。)

(2) 掲載号

号	年度第1号	年度第2号
発行予定日	上半期	下半期

(3) 掲載規格

- ・ 大 き さ 1 枠当たり 縦 5. 0 c m × 横 9. 0 c m
- ・ デザイン 野田市農業委員会のイメージを損なわないもの
 ※野田市広告掲載取扱要綱第 3 条各号のいずれにも該当しないもの
- ・ 配 色 カラー

(4) 申込枠数

- ・ 1 号当たり 4 枠まで（ただし増減は会長が定める。）
- ・ 1 枠 8, 000 円（年 2 回分の掲載）

3 申込等

(1) 申込方法

次に掲げる書類を野田市農業委員会事務局まで提出してください。

- ① 野田市農業委員会だより広告掲載申込書
- ② 確認書
- ③ 広告原稿案(様式の指定なし、広告の内容・デザインがわかるもの)
- ④ 会社の案内等(パンフレットなどがある場合)

- (2) 申込みにあたり「野田市広告掲載取扱要綱」「野田市農業委員会報広告取扱要項」をよくお読みください。

4 選定等

(1) 選定方法

野田市農業委員会報広告取扱要項第 8 条により、広告掲載者を決定します。

(2) 結果連絡

選定後、野田市農業委員会だより広告掲載・不掲載決定通知書により通知します。

5 掲載料納付及び広告原稿提出

(1) 掲載料納付期限

掲載決定通知書に同封する納付書により、指定期日までに納付してください。

なお、納付された掲載料については還付しません。(広告主の責めに帰することのできない事由により掲載できなかった場合は除きます。)

(2) 広告原稿提出期限

7月中に、広告欄に掲載する正式な原稿をメールにより提出してください。

6 掲載までの流れ

日 程	内 容
6月中 予定	申込み期限 (広告主)
7月中 予定	掲載又は不掲載決定通知書の発送
7月中 予定	広告掲載料の納付・広告原稿の提出 (広告主)
10月頃 予定	農業委員会だより配布 (第1号上半期)
2月頃 予定	農業委員会だより配布 (第2号下半期)

7 申込様式

- ・野田市農業委員会だより広告掲載申込書
- ・確認書

8 野田市及び野田市農業委員会の広告関連規定

- (1) 野田市広告掲載取扱要綱
- (2) 野田市農業委員会報広告取扱要項

お問合せ先

野田市農業委員会 (野田市役所 7階)

〒278-8550 野田市鶴奉 7-1 電話 04-7123-2128

FAX 04-7122-1581 E-mail nougyou@mail.city.noda.chiba.jp